

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 公共測量の実施 (二件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………(同)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 採石業務管理者試験の実施……………(同)……………六
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………

### 雑報

## 告示

……………(東京都職員共済組合)……………六

○ 東京都職員共済組合定款の一部変更……………(同)……………七

○ 平成二十五年度決算の要旨……………(東京都市町村職員共済組合)……………七

### ●東京都告示第千二百二十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 検査地域 大田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十六年九月十六日から同年十二月十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第千二百二十三号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量 (道路台帳図補正)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月四日から同年十月三十一日まで

### ●東京都告示第千二百二十四号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩北部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵村山市本町一丁目、本町四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中藤二丁目各各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月十一日から平成二十七年一月六日まで

### ●東京都告示第千二百二十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
 条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開  
 発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において  
 準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告  
 示する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

北品川五丁目第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十七年五月三十  
 一日まで

三 施行地区

品川区北品川五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区北品川五丁目五番二十五号

平成二十一年三月二十四日

五 定款の変更の認可の年月日

平成二十六年八月十五日

●東京都告示第千二百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」  
 という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指  
 定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
 いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道  
 路の種類

変更年月日

変更に係る道  
 路の位置

変更に係る道  
 路の延長及び  
 幅員(単位メ  
 ートル)

法第四十二条  
 第一項第四号  
 の規定による  
 道路

平成二十六  
 年七月一日

稲城市大字平  
 尾字六号五百  
 十三番一、同  
 番五、同番六、  
 大字平尾字十  
 号千三百三十一  
 番一、同番二、  
 千三百三十八番、  
 千三百四十八番、  
 千三百四十九番、  
 千三百六十九番  
 二、同番三、  
 千三百七十一番  
 九から同番十  
 四まで、同番  
 十六及び千  
 七十三番一の  
 各一部、同番  
 一地先、千  
 七十五番一の  
 一部、同番一  
 地先並びに同  
 番二、千七百  
 十六番一及び  
 千七百七十七番  
 六の各一部、  
 同番七、同番  
 十、同番十一、  
 千七百七十九番  
 一、千八百八  
 十一番一並びに  
 同番二、千  
 八百八十二番、千  
 八百八十六番一、  
 同番三、千

延長  
 六九四・八〇  
 幅員  
 四・〇〇  
 六・五〇

九十六番、同  
 番四、千九  
 十七番一、同  
 番二、千二百  
 番から千二百  
 二番まで及び  
 千二百三番二  
 の各一部、同  
 番二地先並び  
 に千二百四番  
 一、同番二、  
 千二百十番一、  
 同番三、大字  
 平尾字十一号  
 千二百一十一番  
 十及び同番十  
 五の各一部、  
 同番十五地先  
 並びに大字平  
 尾字十二号千  
 二百五十六番、  
 千二百五十七  
 番一、同番二、  
 千二百六十七  
 番一、同番二、  
 千二百六十八  
 番一、同番二、  
 千二百六十九  
 番、千二百七  
 十番、千二百  
 七十一番一、  
 千二百八十一  
 番十三、同番  
 十四、同番二  
 十二及び千二  
 百八十六番二  
 の各一部

●東京都告示第千二百二十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号) 第四十条第一項の規定に基づき、(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局  
局長 越智 繁雄

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、十号その二埋立地を起点とし、中央防波堤内側埋立地を終点とする延長約二・五キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

四 周知地域の範囲

港区 台場一丁目及び台場二丁目の区域

江東区 有明二丁目、有明三丁目、有明四丁目、青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、新木場一丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、夢の島三丁目、若洲一丁目、若洲二丁目及び若洲三丁目の区域

大田区 城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目及び城南島五丁目の区域

所属未定 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年八月十五日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境保全課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年九月三日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

### 告 示 (監)

●東京都監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成26年8月15日

- |         |         |
|---------|---------|
| 東京都監査委員 | 高 橋 かずみ |
| 東京都監査委員 | 野 上 純 子 |
| 東京都監査委員 | 友 瀧 宗 治 |
| 東京都監査委員 | 筆 谷 勇   |
| 東京都監査委員 | 金 子 庸 子 |

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

鏡野 友昭 千代田区外神田二丁目2番17-501号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務

公 告

を補助できる期間

平成26年8月15日から平成27年3月31日まで

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人育て上げネット

二 代表者の氏名

工藤 啓

三 主たる事務所の所在地

東京都立川市高松町二丁目九番二十二号 生活館ビル

三階

四 認定の有効期間

平成二十六年七月十一日から平成三十一年七月十日まで

で

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年八月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名

七 変更前の店舗所在地

八 変更後の店舗所在地

九 変更日

十 届出日

十一 縦覧場所

十二 縦覧期間

西友江戸川中央店  
江戸川区中央一丁目七番十四号  
三井住友トラスト・パナソニック  
ファイナンス株式会社  
港区芝浦一丁目二番三号  
(仮称)西友江戸川中央店  
西友江戸川中央店  
江戸川区中央一丁目千五百四十六番ほか  
江戸川区中央一丁目七番十四号  
平成二十五年四月二十二日  
平成二十六年七月十八日  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年

東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十三 縦覧時間

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

六 変更前の小売業者の代表者名

七 変更後の小売業者の代表者名

八 変更日

九 届出日

十 縦覧場所

十一 縦覧期間

十二 縦覧時間

松原ビル  
世田谷区宮坂二丁目十九番五号  
有限会社松原ビル  
世田谷区宮坂二丁目十九番五号  
イオンマーケット株式会社  
川口 高弘  
豊田 靖彦  
平成二十六年五月十六日  
平成二十六年七月二十九日  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。  
ピーコックストア石川台店  
大田区東雪谷二丁目五番十一号

<p>三 設置者名 設置者住所</p>	<p>七 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>一 店舗名 二 店舗所在地</p>
<p>四 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p>	<p>八 変更日</p>	<p>東京都知事 舛 添 要 一 西友江戸川中央店 江戸川区中央一丁目七番十四号</p>
<p>五 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>九 届出日</p>	<p>三 設置者名 三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社 港区芝浦一丁目二番三号</p>
<p>六 変更後の小売業者の代表者名</p>	<p>十 縦覧場所</p>	<p>四 設置者住所 港区芝浦一丁目二番三号</p>
<p>七 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>十一 縦覧期間</p>	<p>五 変更前の開店時刻 午前六時 午後十時四十五分</p>
<p>八 変更日</p>	<p>十二 縦覧時間</p>	<p>六 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分 二十四時間営業</p>
<p>九 届出日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>七 変更後の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業</p>
<p>十 縦覧場所</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>八 変更前の来客が駐車場を利用することができない時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>
<p>十一 縦覧期間</p>	<p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。</p>	<p>九 変更後の来客が駐車場を利用することができない時間帯 二十四時間</p>
<p>十二 縦覧時間</p>	<p>平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>
<p>一 店舗名</p>	<p>平成二十六年八月十五日</p>	<p>十一 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前三時から午後十時まで</p>
<p>二 店舗所在地</p>	<p>平成二十六年七月二十九日</p>	<p>十二 変更日 平成二十六年八月五日</p>
<p>三 設置者名</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十三 届出日 平成二十六年七月十八日</p>
<p>四 設置者住所</p>	<p>豊田 靖彦</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>
<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p>	<p>豊田 靖彦</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十六年八月十五日から同年十二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日</p>
<p>六 変更前の小売業者の代表者名</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>川口 高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	
<p>高弘</p>	<p>豊田 靖彦</p>	

十六 縦覧時間

を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。  
平成二十六年八月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 試験日時

平成二十六年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

立川市曙町二丁目三十八番五号立川ビジネスセンタービル十一階  
立川商工会議所第五会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

- (一) 試験方法  
筆記試験により行う。
- (二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水

五 受験手続

処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成二十六年九月八日（月曜日）から同年十月八日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成二十六年九月二十九日（月曜日）から同年十月八日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

- ア 受験願書（東京都で指定した様式）
- イ 受験票（東京都で指定した様式）
- ウ 写真（縦八センチメートル、横六センチメートル

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）  
ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
電話〇三（五三二〇）四七四七

雑 報

東京都職員共済組合の役員及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。  
平成二十六年八月十五日  
東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 退職役員

役職名	氏 名	所 属	退職年月日
監事	宮本 孝	前東京都主税局墨田都税事務所長	平成二十六年七月三十一日
(学識経験者)			

二 就職役員

役職名	氏 名	所 属	就職年月日
監事	梶原 秀起	前東京熱供給株式会社経営管理部長	平成二十六年八月一日
(学識経験者)			

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。  
平成二十六年八月十五日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

東京都職員共済組合定款の一部変更について  
東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公  
告)の一部を次のように変更する。

附則第七項中「施行令附則第十一条の二に定める日まひ  
の間」を「相当の間」に改める。

附則

この変更は、公告の日から施行し、この変更による変更  
後の東京都職員共済組合定款の規定は、平成二十六年七月  
一日から適用する。

平成25年度決算の要旨について

東京都市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第1号)  
第44条の規定に基づき、平成25年度決算要旨を次のとおり  
公告する。

平成26年8月15日

東京都市町村職員共済組合

理事長 藤野 勝

1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、  
一部事務組合等31団体の計70団体である。

2 組合員数、給料月額、期末手当等の額及び被扶養者数

(1) 組合員数 (長期) 27,850人

(短期・保健) 27,836人

(2) 給料月額 (長期) 9,029,651,846円

(組合員1人当たり 324,224円)

(短期・保健) 9,064,312,021円

(組合員1人当たり 325,632円)

(3) 期末手当等 (長期) 41,829,124,000円

の額 (短期・保健) 41,903,189,000円

(4) 被扶養者数 23,570人

(組合員1人当たり 0.84人)

3 組合に従事する職員の数 41人

4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、  
別表(1)及び別表(2)のとおりである。

別表(1) 整理別損益計算書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

区	分	総額 円	短期整理 円	長期整理 円	預託金管理整理 円	業務整理 円	保健整理 円	宿泊		貯金整理 円	貸付整理 円	物資整理 円	財形整理 円
								(い) きたが) 整理 円	(会館) 整理 円				
総額	収入	64,712,042,663	19,454,377,053	39,533,939,110	209,677,455	460,133,759	893,488,502	253,940,293	947,393,318	2,623,334,482	298,940,707	36,868,004	0
負担金	収入	34,388,149,985	8,549,330,463	25,122,070,463	0	284,741,240	432,007,819	0	0	0	0	0	0
掛金	収入	23,553,040,561	8,718,341,231	14,411,868,647	0	0	422,830,683	0	0	0	0	0	0
施設収入・商品売上	収入	936,528,590	0	0	0	0	0	189,267,939	747,260,651	0	0	0	0
利息及び配当金	収入	3,007,597,343	39,779,179	0	209,677,455	14,627,396	38,300,000	24,889,910	46,980,360	2,623,334,482	0	10,008,561	0
その他の収入	収入	1,573,397,644	946,289,618	0	0	108,133,125	350,000	39,682,444	153,152,307	0	298,940,707	26,839,443	0
他整理から繰入	収入	52,661,998	0	0	0	52,681,998	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越支払準備金	収入	1,200,656,562	1,200,656,562	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総額	支出	62,674,714,681	18,446,834,007	39,533,939,110	209,677,455	450,904,730	844,220,200	247,777,508	993,325,567	1,696,628,301	224,898,842	26,508,961	0
給付	支出	7,763,232,525	7,763,232,525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員給与	支出	333,754,351	0	0	0	220,202,557	9,638,570	13,871,522	7,588,492	54,593,589	16,566,588	11,323,033	0
旅費・事務費	支出	54,411,199	0	0	0	20,403,432	4,102,551	4,084,167	3,078,578	16,320,565	3,396,508	3,025,398	0
商品仕入	支出	8,452,123	0	0	0	0	0	8,452,123	0	0	0	0	0
飲食材料費	支出	39,524,344	0	0	0	0	0	39,524,344	0	0	0	0	0
委託費	支出	812,854,583	0	0	0	12,474,420	4,427,524	80,226,109	694,989,493	12,859,796	3,802,852	4,074,389	0
支払利息	支出	1,920,501,545	0	0	209,677,455	0	0	0	0	1,537,874,510	172,949,580	0	0
連合会払込金	支出	245,375,252	231,007,545	0	0	0	0	0	0	0	14,367,707	0	0
連合会拠出金	支出	616,045,853	616,045,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人保健拠出金	支出	92,472	92,472	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	支出	804,972,492	804,972,492	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付金	支出	1,301,394,375	1,301,394,375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期高齢者給付金	支出	3,482,558,157	3,482,558,157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	支出	3,005,051,804	3,005,051,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の支出	支出	41,116,299,630	72,284,808	39,533,939,110	0	197,824,321	826,051,555	101,619,243	287,699,004	74,979,841	13,815,607	8,086,141	0
次年度繰越支払準備金	支出	1,170,193,976	1,170,193,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引損益金		2,037,328,002	1,007,543,046	0	0	9,279,029	49,268,302	6,062,785	△45,932,249	926,706,181	74,041,865	10,359,043	0

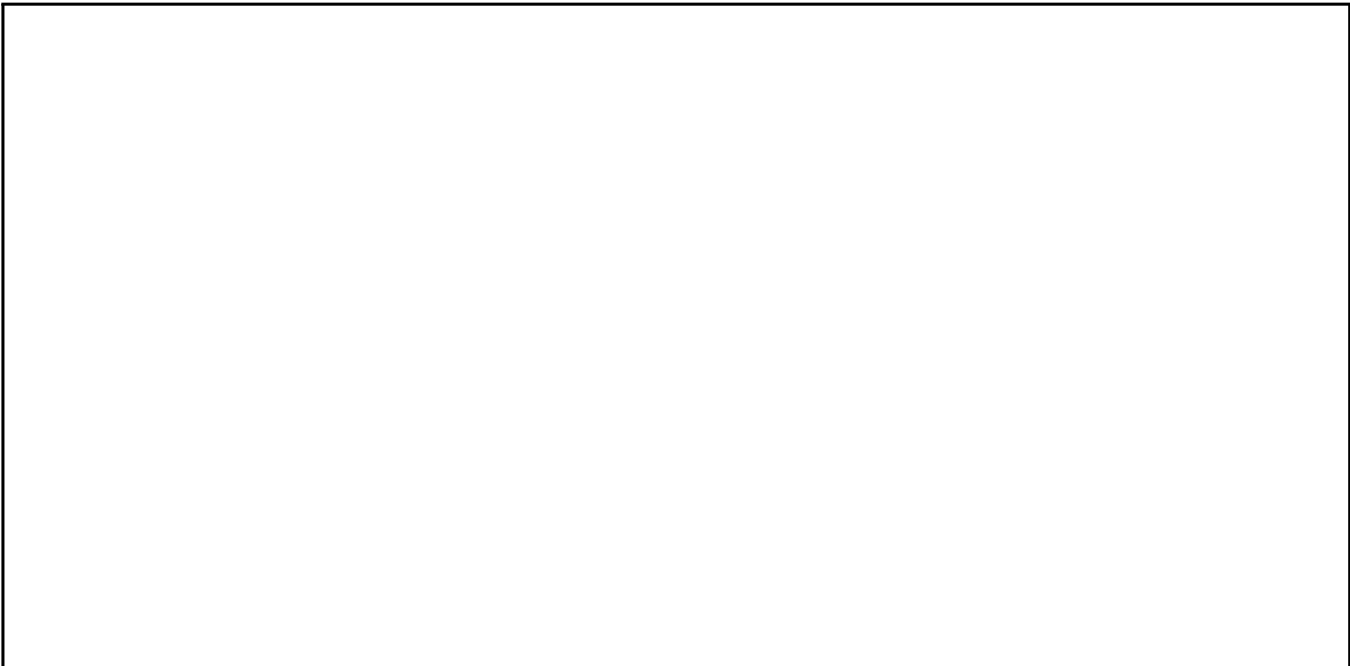


別表(2) 経理別貸借対照表

平成26年3月31日現在

区 分	総 額	短期経理	長期経理	預託金管理経理	業務経理	保健経理	宿泊 (バーカ)経理	宿泊 (会館)経理	貯金経理	貸付経理	物資経理	財形経理
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資産	167,316,838,033	4,482,858,946	2,408,775,946	9,235,009,331	1,729,153,558	2,452,923,811	1,807,574,278	6,747,846,289	127,091,082,540	10,524,104,334	837,131,440	377,560
流動資産	25,018,284,048	4,482,858,946	2,408,775,946	406,703,331	1,167,130,410	2,452,872,544	1,367,302,747	3,089,494,632	8,600,783,712	204,852,780	837,131,440	377,560
固定資産	142,298,553,985	0	0	8,828,306,000	562,023,148	51,267	440,271,531	3,658,351,657	118,490,298,828	10,319,251,554	0	0
(有形固定資産)	4,660,020,940	0	0	0	561,956,368	6	440,031,887	3,657,879,995	152,628	56	0	0
土地	1,638,507,511	0	0	0	0	0	132,302,360	1,506,205,151	0	0	0	0
建物	2,963,146,063	0	0	0	561,956,295	0	302,171,469	2,119,018,299	0	0	0	0
備品等	38,367,366	0	0	0	73	6	5,558,098	32,656,545	152,628	56	0	0
(無形固定資産)	480,747	0	0	0	66,780	51,261	11,044	351,662	0	0	0	0
(投資その他の資産)	137,638,052,298	0	0	8,828,306,000	0	0	228,600	120,000	118,490,146,200	10,319,251,498	0	0
組合員貸付金	10,319,251,498	0	0	0	0	0	0	0	0	10,319,251,498	0	0
その他の資産	127,318,800,800	0	0	8,828,306,000	0	0	228,600	120,000	118,490,146,200	0	0	0
負債及び剰余金	167,316,838,033	4,482,858,946	2,408,775,946	9,235,009,331	1,729,153,558	2,452,923,811	1,807,574,278	6,747,846,289	127,091,082,540	10,524,104,334	837,131,440	377,560
流動負債	108,255,715,072	11,832	2,408,775,946	0	12,569,221	110,874,811	15,801,938	553,567,940	105,087,090,455	185,719	66,837,210	0
組合員貯金	104,339,807,429	0	0	0	0	0	0	0	104,339,807,429	0	0	0
その他の負債	3,915,907,643	11,832	2,408,775,946	0	12,569,221	110,874,811	15,801,938	553,567,940	747,283,026	185,719	66,837,210	0
固定負債	17,393,192,179	1,170,193,976	0	9,235,009,331	250,145,255	43,535,230	16,577,460	7,002,450	84,133,595	6,568,380,532	18,214,350	0
長期借入金	6,345,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	6,345,000,000	0	0
連合会預託金	9,235,009,331	0	0	9,235,009,331	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金	642,988,872	0	0	0	250,145,255	43,535,230	16,577,460	7,002,450	84,133,595	223,380,532	18,214,350	0
支払準備金	1,170,193,976	1,170,193,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剰余金	41,667,930,782	3,312,653,138	0	0	1,466,439,082	2,298,513,770	1,775,194,880	6,187,275,899	21,919,858,490	3,955,538,083	752,079,880	377,560
資本剰余金	6,047,541,866	0	0	0	0	0	1,134,201,842	4,913,340,024	0	0	0	0
別途積立金	6,047,541,866	0	0	0	0	0	1,134,201,842	4,913,340,024	0	0	0	0
利益剰余金	35,620,388,916	3,312,653,138	0	0	1,466,439,082	2,298,513,770	640,993,038	1,273,936,875	21,919,858,490	3,955,538,083	752,079,880	377,560
改良積立金	664,210,000	0	0	0	0	0	379,830,000	284,380,000	0	0	0	0
大損金補てん積立金	6,935,699,042	717,391,555	0	0	0	226,167	59,265,861	425,862,512	5,216,990,372	515,962,575	0	0
積立金	28,020,479,874	2,595,261,583	0	0	1,466,439,082	2,298,287,603	201,897,177	563,693,363	16,702,868,118	3,439,575,508	752,079,880	377,560
欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介抱繰越欠損金(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 建物(構築物を含む)



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号(代)

郵便番号  
112-0002